

報道に見る後見不正事例

	後見人等	金額：万円	概要	判決	平成	地域
1	弁護士	743	大阪弁護士会所属の元弁護士が、「自らの生活費と事務所経費、知人の事業への出資」に充てるため、成年被後見人の女性（80代）の口座から、計16回にわたり6年間、現金743万円を引き出し着服した。	懲役2年6か月 執行猶予5年	26	大阪
2	弁護士	1,300	成年被後見人（女性）の不動産売却代金1,300万円のうち1,090万円を、別の民事事件の和解金として別口座に振り込んだ。弁護士は、その別の民事事件に着手することを怠り、和解交渉が成立したように装った。	懲役2年6月 執行猶予4年	26	大阪
3	弁護士	4,244	東京弁護士会の元副会長が、バブル期の不動産投資に失敗し、多額の借金返済や事務所経費に充てるため、成年被後見人の女性の定期預金を8回にわたり解約し、4244万円を横領した。	懲役5年	25	東京
4	弁護士	1,200	成年被後見人の口座から自分の口座へ1,200万円を送金し着服した。	懲役2年6か月	25	東京
5	弁護士	4,200	九州弁護士会の元理事長が、母親の成年後見人を務める息子に対し、「裁判所から、母親の財産を共同で管理するよう指示された」と嘘をつき、2年の間に、4400万円をだましとった。	懲役5年	25	福岡
6	司法書士	12,350	沖縄県司法書士会の元会長が、自らが成年後見人を務めていた知的障害者や高齢者等男女4人の成年被後見人の口座から、合計1億2350万円を横領し、自らの投機のため未公開株に投資した。	懲役4年	25	那覇
7	社会福祉士	960	2年間計19回にわたりの成年被後見人（男性）の口座から現金を着服した疑い。	報道なし	25	千葉
8	司法書士	247	89歳になる成年被後見人（女性）の口座から10回にわたって247万円を引き落として着服した。司法書士は、「収入が乏しく、生活費などを得るため」と主張したが、裁判官は「酌量の余地なし」と退けた。	懲役2年6か月	24	前橋
9	弁護士	1,510	自らの仕事上の不手際で所属事務所から給料を減額され、FX取引や競馬などに投資して穴埋めを図るも、損失がなお拡大したことから、成年被後見人の預貯金1510万円を横領した。横領を隠ぺいするため家裁には通帳のコピーを偽造して提出した。	懲役3年 執行猶予5年	24	名古屋

報道に見る後見不正事例

10	司法書士	3,983	成年被後見人である女性の口座から、約3年にわたり2,800万円を着服した。司法書士は、不在者財産管理人として管理していた男性の不動産を売却して得た1400万円も横領していた。	懲役4年	23	静岡
11	弁護士	8,500	成年被後見人(90代、女性)が所有していた土地とビルの売却代金15億円のうち、8500万円を横領した疑い。弁護士は「事務所の借金返済に使った」と容疑を認めている。	報道なし	23	東京
12	社会福祉士	1,859	都内の社会福祉士が、認知症ゆえ成年被後見人の女性(80代)の口座から、5か月の間に1,489万円、知的障害ゆえ成年被後見人の女性(40代)の口座から、2か月の間に406万円を着服し、遊ぶ金などに使った疑いで東京地検が捜査した。	報道なし	22	東京
13	行政書士	3,000	女性(70歳)と任意後見契約を締結後、預り金として3,000万円を振り込ませた疑い。行政書士は、財産調査や相続等の「報酬としてもらったので横領ではない」と容疑を否認している。女性の知人が警察に相談し、被害届を提出した。	懲役5年	22	秋田
14	息子	685	自らが経営する飲食店の店舗建築や土地購入のため、成年被後見人である母親が受け取った弟の生命保険金を自らの口座に振り込ませた。また、母親が入所する特別養護老人ホーム職員に依頼し母親の口座から120万円を引き出させた。	報道なし	22	和歌山
15	社会福祉協議会	1,080	村田町社会福祉協議会事務局次長が、成年被後見人の口座から、9か月の間に100回以上、1回あたり1~60万円を引き出した。次長は「数百万円の借金返済やパチスロに使った」、社協は「内部チェックがおろそかだった」とそれぞれ発言した。	報道なし	21	宮城
16	司法書士	404	認知症ゆえ成年被後見人である女性(80代)の口座から450万円を引き出し、自らが立候補した市議選の「選挙費用と事務所経費」に使った。	懲役2年 執行猶予3年	21	岡山
17	父	3,000	病死した元妻が残した生命保険金3,000万円を受け取った中学生の息子(未成年被後見人)名義の口座から、28回にわたり計3,000万円を引き出し使い込んだ。	懲役3年6か月	21	津
18	夫	報道なし	入院中の妻の病状が回復しないことに絶望感を抱き、成年被後見人である妻の保険金を、酒・遊興費・車代などに使った。	懲役2年 罰金10万円	20	宮城

報道に見る後見不正事例

19	祖母	1,500	未成年被後見人である15歳の孫の貯金1500万円を、祖母、伯父、その妻が横領した。孫自身は「被告に処罰を求める気持ちは全くない。」「お金は学費など家族のために使われており悪いこととは思わない。」、児童相談所での生活については「慣れてきたが家の方がよい。早く事件を終わらせて元の生活に戻してほしい。祖母らと一緒に暮らしたい。」と発言。	懲役3年 執行猶予5年	18	福島
20	いとこ	1,700	精神障害の成年被後見人の口座から着服し、自らの借金返済に充てた。	報道なし	13	前橋